

山縣系官僚・一木喜徳郎の 政党化についての一考察

北村 成
(玉井研究会 4年)

- I 序 論
- II 山縣系官僚としての一木
 - 1 内務省時代
 - 2 山縣系の一員として
 - 3 明治期の一木の政党観
 - 4 小 括
- III 政党との接近——第二次大隈内閣で一木
 - 1 山縣系との不和
 - 2 「憲政会」との接近
 - 3 小 括
- IV 「憲政会系」としての一木
 - 1 枢密院前期の一木の政治的立ち位置
 - 2 枢密院時代の一木の行動と政策観
 - 3 第二次護憲運動前後の一木
 - 4 小 括
- V 終 章

I 序 論

本論文は、明治30年前後に「反政党」を旗印に山縣有朋のもとに集結した山縣系官僚が、大正期に入り分化、さらにその一部が政党化する様子の一部を、山縣系の一員であった一木喜徳郎の行動をもとに明らかにするものである。

一木は慶應3(1867)年に生まれ、明治20(1887)年に内務省に入省した後、

昭和11 (1936) 年に政界を引退するまで、法制局長・内務大臣・宮内大臣・樞密院議長などの要職を歴任した。

先行研究の中で一木は山縣系官僚の中核であったと評価される。例えば「日本の内政史の観点から見れば、一木喜徳郎は、山縣幕下の官僚と位置づけられ、山縣系官僚の中でも平田東助と共に智能の卓抜さが強調されていた。また、一木は、政治的野心を持たず、ただ純正、公明、誠忠をもって国政につくす人物であると評される」¹⁾が代表的な評価である。しかし一方で、宮内大臣就任後は、牧野・西園寺らの所謂宮中重臣ブロックの一員、特に牧野グループの中心であったとされる。即ち「(牧野は) 内大臣就任後、一木喜徳郎宮相 (中略) を配して、宮中内に「牧野グループ」とも呼びうる勢力を形成」²⁾していき、一木はその一員であると見られているわけである。前述のとおり、山縣系は「反政党」のもとに結集した集団であり、宮中ブロックは政党政治を維持しようと努力したと捉えられることが多い。一見、相反する2つの集団に一木が所属したという事実は、興味深い点である。

先行研究においては、一木自身を扱ったものは、内務官僚としての政策観や法学者としての法律観を扱ったもののみである。一木の研究が進まなかった背景には、一次史料の不足が考えられる。一木の考えを知る史料は「一木先生回顧録」に限られる。本書は、一木が宮内大臣就任後に、死後の公表を条件に、自身の人生の回顧を河井弥八に語ったものであり、宮内大臣就任までの時期に限られるが内容面はある程度信用できるものである。しかし、その他の一次史料は雑誌記事に限られ、一木の意向を彼自身の一次史料から追うのは困難である。

それゆえ、明治20年から昭和11年の長きにわたり、政界で一木がいかに振る舞い、山縣系から宮中ブロックへ、所属する政治集団を転じていったかは明らかではない。本論文では、山縣系官僚が政党化していく典型的な事例として、一木の足跡に考察を加える。一木自身の一次史料不足は前述のとおりであり、本論文では「一木先生回顧録」を用いつつ、彼の周辺の人物の一次史料から、それらを導く。

II 山縣系官僚としての一木

1 内務省時代

本節では、一木が明治20年に内務省に入省してから、貴族院議員に転じ内務省

を去る明治33 (1900) 年までの一木の行動を追い、そこから山縣や平田の知遇を得るに至った過程や、政治思想の源流を明らかにする。

一木が内務省に入省したのは明治20年であった。一木はその理由について、帝大時代に受けた金子堅太郎の行政法の講義を聞き、行政に興味を持つと同時に「行政の實際に當つて見ようといふ氣になつた」³⁾ことを挙げる。この年は試補採用が始まった最初の年で、一木はこの制度に則り、面接のみで入省を決めている。

内務省では始めに県治局の局長書記、次いで翌年総務局へ転じ、入省3年目の明治23 (1890) 年に内務書記官に任じられた。この当時は市町村制の制定から日が浅く、その施行上の疑問が省内でも続出している状況であり、その度に起案者であるモッセの判断を仰ぐ必要があった。その役割を担ったのが一木であり、「彼に聽いては翻譯して上官に報告」⁴⁾という日々であった。そのような状況を甚だ不甲斐なく感じていた⁵⁾一木は、ドイツ留学を決心する。明治23年4月、一木は私費にてドイツ留学へ向かった。このドイツ留学の際には、私費留学であるにもかかわらず、内務大臣であった山縣有朋が、ドイツ公使の西園寺公望に対して紹介状を書いている。その内容は「一木といふものは大學卒業で (中略) 評判も良い方で、留學のために出掛けるから一つよく指導をして貰いたい。お前の指導を受けたならば、もう一層進歩するだらう」⁶⁾というものであった。一木の回顧によれば、当時は学士出身の官僚自体が珍しく、その採用も半ば奨励的な意味も含まれていた⁷⁾。また珍しさゆえか、同期の試補採用3人と共に山縣の別荘に招かれ、御馳走になる⁸⁾など、早くから山縣からの知遇も得ていた。それゆえの山縣の紹介状であったと考えられる。

3年の外遊の後、明治26 (1893) 年、一木は帰朝し、内務省に復帰、書記官となった。しかし、徐々に自身の行政法への研究不足を感じるようになった一木は、学者となることを希望するようになる。井上馨内務大臣や、直属の上官であった江木千之の慰留もあり、内務省との兼任になったものの、明治27年より一木は帝国大学において、行政法と国法学の講義を開始することとなる。これには、自身の師であった金子堅太郎と同じく、政府と大学の架け橋となる役割も含まれていた⁹⁾。この時期の一木は、政治家たるを望まず学者となることを望んでいた。実際に明治31年に隈板内閣が成立した際、当時就いていた勅任参事官の職について「(勅任参事官を) 若し政務官と見るならば、余は學問に志す物で、政治家たるを望まぬ故辭し度い」¹⁰⁾と板垣内務大臣に申し出ており、自由任用であり政局に左右される政務官に対して、否定的な見解を持っていることが窺える。

次いで成立した第二次山縣内閣において一木は招かれて参与官となった。この時、一木が強く関わった政策に衆議院議員選挙法の改正がある。この改正で一木は初めて政府委員に加わることとなった¹¹⁾。この選挙法改正の政府委員は大変多忙であり、法制局長官であった平田東助とも密接な交渉を持つに至った。選挙法と同じく政府の重要案として議会に提出されたものには宗教法があったが、これは貴族院にて否決されていたが、この件に関し、平田は「(一木と)二人でやればよかった¹²⁾」と語るなど、一木の能力を高く評価していた。かかる経緯で、一木は平田の知遇を得ることになる¹³⁾。

一方、一木はこの時期も学者志望を強く持っており、第二次山縣内閣における文官任用令の改正で参与官が廃され、勅任参事官となった際に「大學の本職の方も段々疎になるし(中略)殊に政務官は自分の性格にも合はぬから¹⁴⁾」と平田に述べ、辞任を願っている。この時は平田の慰留で暫く参事官として留まることになったものの、政治家たるを望まず、内閣と進退を共にするのは嫌である¹⁵⁾と平田にかねがね伝えていたこともあり、第二次山縣内閣の辞職の数日前に参事官を退き、明治33年9月貴族院に勅選議員として加わることとなった。

以上のように、一木は内務省時代において、早い段階より、学士卒という出身やその才能から山縣や平田の知遇を得ており、山縣系と見なされる素地が生まれている。また、隈板内閣成立時や、第二次山縣内閣末期の行動に見られるように、一貫して政治との距離をとり、むしろ政治家を忌避するような言動をとっていた。

2 山縣系の一員として

本節では、貴族院での一木の行動や、第一次から第三次に至るまで一貫して関わった桂内閣における一木の立場から、一木が山縣系の一員としてどの様に振るまい、周囲からどう評価されたのかを明らかにする。

明治33年に勅撰議員として貴族院入りした一木は、翌年の12月に山縣系の平田や大浦兼武らが所属する貴族院内の会派である幸倶楽部に入会した¹⁶⁾。内務省時代より平田の知遇を得ていた一木としては、当然の行動と考えられる。後に一木自身、常に平田の指導を受けていたと振り返るように¹⁷⁾、貴族院所属時代の前半は平田のもとでの活動が多くを占めることとなる。

明治34年第一次桂内閣が成立すると、翌年の3月、一木は農商務大臣の平田より、同省の勅任参事官への就任を依頼され就任する。ただ、農商務省への任官は4ヵ月程度に過ぎず、同年の9月に桂首相からの依頼で法制局長官に転じた。こ

れは、第四次伊藤内閣からの留任であった奥田義人の意見が、閣内の多数と対立したことによる¹⁸⁾。その後任に一木が擬せられたのは、帝大教授であり、明治32年に法学博士の号を得た一木が就任することで、実務面での支援は勿論のこと、法制局の権威を高めるという目的もあった¹⁹⁾。また、後に一木が帝国大学の教授職を辞した際には、平田が「誠に遺憾之至に堪へざる²⁰⁾」と語ったように、山縣系内でも一木の法学博士としての権威は求められるところであった。

法制局長官としての仕事について、任官が4年という長期にわたったにもかかわらず、一木は回顧録の中で多くは語っていない。しかし明治39年、第一次西園寺内閣が組閣される際に、辞意を固めた一木に対し西園寺は慰留を行っている²¹⁾。西園寺は1月6日の桂への書簡の中で一木について「小生に於ては(一木の一筆者注一)留任希望仕候。其決心之程度如何か存不申候得共、万一閣下の御一声により其意を翻さしむる事を得候は、至極に有之候。』²²⁾と述べている。政友会内閣において、慰留が行われる点に、法制局長官としての4年間の一木の業績が評価されていたことが窺える。最終的に、一木は「此度は辞職之上研究いたし度²³⁾」と桂に語り慰留には応じず、法制局長官を退いた。この時、法制局長官を退くに至った経緯に政党内閣への忌避感があるか否かは定かではない。しかし、従前の一木の姿勢を鑑みれば政党内閣に対して好意的であったとは考えにくく、それも辞任の一因と推測される。

法制局長官を辞すと同時に一木は、帝国大学の教授職も辞し講師となった。これは日露戦争中に問題となった「七博士事件」の影響である²⁴⁾。本事件では、「七博士」の筆頭であった戸水教授に対し、明治38年桂内閣が、その対外強硬の言動を理由に休職処分を下した²⁵⁾。これに対し法科大学教授たちは即日抗議活動を行い、その呼びかけ人は一木の教え子である美濃部達吉であった²⁶⁾。即ち一木は、桂内閣の一員として教授陣と対立する立場となってしまう、これが桂内閣辞任後、教授職の辞任を導いたと考えられる。即ち一木は学者を志したが、その道は本事件で閉ざされることとなった。これ以降、一木は政治に注力することとなる。

第一次西園寺内閣時、一木が最も力を入れた活動は、明治39年に原内務大臣が提出した郡制廃止に関する法律に対する反対活動であった。前述のとおり、一木は地方分権を志向したが、その地方自治観は翌年一木が大森鐘一と共著で上梓した「市町村制史稿」の緒論によく表れている。その中で一木は、国民の団結や国に対する帰属意識を高めるためには、国事の負担を分担することが最善であり、その具体的手段として国会と地方自治を挙げる²⁷⁾。そして、地方自治が欧州にお

いて広まった経緯を説明した上で「地方分権ノ制ニ由ルニ非サレハ以テ國家ノ基礎ヲ固クスルコト能ハス自治ノ行政ニ非サレハ以テ奉公ノ精神ヲ國民ニ普及セシムルニ足ラサル」²⁸⁾と断言する。このような思想を持つ一木が郡制廃止案に対して反対をするのは必然であった。この「市町村制史稿」は、まず大森が草稿を著しそれを山縣に送ったところ、山縣はその出来を評価した上で、「熟読の上、一木教授共談合可相試と存候」²⁹⁾とし、一木の意見を仰ぐように指示している。ここからも、山縣が一木と自身の地方自治観の近さを認めていたことが窺えよう。

この郡制廃止案に対する反対運動には政治的な意味も含まれていた。一木も原がこの法案を提出してきた背景には、貴族院において意見の対立を生むことで山縣系の勢力を覆すためであると観測しており³⁰⁾、本件が多分に政治的な問題であることは認識していた。事実、本法案に対し「我が国の地方制度を手塩にかけて育て上げた」³¹⁾山縣は反対であり、原の山縣系への挑戦と見て相違なかった。地方局長として原内務大臣の下で、その折衝に当たった床次竹二郎は、原の真の狙いを貴族院における、山縣や桂の勢力に対する攻撃にあると見ており、「官僚対政党戦の偵察戦」³²⁾と捉えていた。

当初提出された第二十二議会においては、一木と小松原英太郎の「質問で喰止める策戦」³³⁾で郡制廃止案は審議未了に追い込まれた。これに対し原は「山縣系の頑固連は余に對して反抗の態度を取り」と一木を明確に山縣系と認識すると同時に、その姿勢を難じ、一木や小松原の動きを大浦、清浦奎吾ら山縣系の大物による「種々の奸策」の1つであると認識していた³⁴⁾。

次いで翌年の第二十三議会にも、本法案は提出されることになる。この時の貴族院における審議は紛糾し、床次をして「当時の有様は、今思ひ出してもゾツとする」³⁵⁾ほどであった。そして、その原因を一木や平田、小松原らが「貴族院の金城鉄壁に立て籠って反対した」³⁶⁾点に求めている。一木自身、印刷物を配布や、議員の説得など本法案の否決のために多くの努力を行っていた³⁷⁾。その様子を見た原は、一木や小松原が大浦、平田、山縣らの意を受け、必死に動いていると分析、貴族院を通過すれば「山縣系の跋扈を一舉にして踏破り國家の利益大なるべく」³⁸⁾と、むしろその決意を固くしている。しかし最終的には、一木が研究会に説得へ行った事が研究会の「會員の心を動かし」³⁹⁾同会が反対に決したことで、本会議においても本法案は否決されることとなった。この時の本会議で行った1時間半に及ぶ⁴⁰⁾一木の反対演説は大きな反響を呼び、それ以降一木は大臣格として扱われるに至った⁴¹⁾との評価もあった。一木自身も、本案の否決の際に議

場から拍手が起きたことに対し、「貴族院の本會議で拍手するとふことは實に空前のこと」として「喜は實に言辭に絶したもの」⁴²⁾と大きな手応えを得た。

このように、一木の郡制廃止案に対する反対は彼自身の見解・見識に基づくものであると同時に、その意見は山縣と一致するものであり、その行動は平田らの依頼に依る部分があった。事実、原など政権側の人々には、山縣系の一員として政友会に対抗する「奸計」と見られた。また、この時の大々的な政治活動は一木をして、政界における重要人物と周囲に認識させる効果もあった。

一木はこの後、第二次桂内閣に於いて内務次官に任じられる。平田の「一木をして大成せしむるには一度實務に就かせるがよい」⁴³⁾ので内務大臣たる自身の下に置きたいとの意向による人事であった。そして一木は、これを機に大学の講師を辞し、内務次官の任に専念することとなる。これについて一木は「學者を志しつつも境遇に引きづられて學者にはなり損な」⁴⁴⁾ったためと語っている。一木自身が内務省として最も業績が良かった時期と振り返っていること⁴⁵⁾からも、彼にとり古巣の内務省での仕事は十分にその実力を発揮したものとなった。明治44(1911)年に第二次桂内閣が総辞職すると、一木も内務次官を辞し、それと時を同じくして、幸倶楽部の最高幹部会である十金会の構成員となる。一木と同じく十金会の会員であった、田健治郎の日記によれば、一木が初めて十金会に参加したのは明治44年の12月28日であり、その後十金会が確認される限り25回開催されているうちの22回に参加する⁴⁶⁾などその中心的なメンバーであった。このように、一木は桂や平田の信頼の下で要職を歴任し、そのいずれにおいても実力を発揮したことで、山縣系の中心人物と認められるに至った。そして、その最高幹部会である十金会の構成員にも選ばれることとなる。それは即ち政党政治と距離をとることも繋がった。このような一木の、山縣系への帰属性、政党政治との距離感が頂点に達したのが大正元(1912)年から2年にかけての「大正政変」であった。

大正元年8月21日桂が山縣の意図で内大臣に任ぜられることとなる。十金会はそれに先立ち、8月19日に会合を開いている。その会合では、平田の主導で「桂公既に内府に列し、後來輔弼に専心せざるべからず。故に従来一切の政治的關係を断絶謝絶」とした上で、「密議に依り寺内正毅伯を推して我々同士の領袖と為すべく、略は之れを内議」⁴⁷⁾と、十金会並びに幸倶楽部の今後の政治的立場を明確にしている。さらに、8月31日の十金会において平田はこの決定は山縣・桂・寺内の意見の一致したものであると念を押している⁴⁸⁾。一木もこの2回の会合に

参加しており、当然その決定に従ったと考えられる。ただ、次いで第三次桂内閣が組閣されると、一木は再び法制局長官の任を依頼され快諾している⁴⁹⁾。しかし、この時既に憲政擁護運動が起こっており、これに呼応する形で桂の新党結成の動きが本格化することとなる。この桂新党の動きに対し大正2(1913)年1月18日十金会が開催された。その席上で桂新党について「政党組織の可否を内議し、之れを是認するも之れに不参加」とした⁵⁰⁾。一木もこの会合には参加しており、桂内閣の閣員であるにもかかわらずその決定に賛同している。ここには、政党への参加に対し強い反対意志を持っていた、山縣や平田の意向への配慮があったことが窺える。平田は桂の動きに対し「多年桂と関係あるも此際自ら政党に加入せざるのみならず、貴族院に於ける同士の入党をも賛成せざる」⁵¹⁾と語るなど、政党への忌避感を明らかにしていた。しかし同じく山縣系の中にも、大浦・田のように政党政治に対して肯定的な人々もおり⁵²⁾、実際、桂内閣の閣僚の大半は桂新党に入党した。それにもかかわらず一木が桂新党に参加しなかったという事実は即ち、一木は桂系というよりも、山縣系・平田系であり、また彼自身が政党政治に対して肯定的な見解を持っていなかったことを意味する。このように、大正政変は政党政治との距離を明確化することを強いたため、山縣系の分裂を生じさせることとなり⁵³⁾、この時点では一木は政党と距離をとる平田らの動きに追随することを選択したのである。

以上、本節では貴族院における一木の活動を概観した。一木は、農商務大臣時・内務大臣時と2回にわたり平田の下で働き、両者の距離は縮まり、対外的にも山縣系と強く認識されるに至った。また、法制局長官・内務次官での働きや、郡制廃止問題における大立ち回りを通じてその実力が認められ、山縣系の中でも中核人物となり、十金会の構成員にも加えられた。しかし、山縣系における立場が上がるほどに相対的に政党との距離が開くこととなり、それを象徴するのが「大正政変」における桂新党に対する消極的な態度であった。

3 明治期の一木の政党観

本節では、明治期の一木の政党観を明らかにしたい。しかし、一木はその自伝の中で政党政治に対して評価を行っておらず、どのような見解を持っていたかは窺い知れない。本節では、明治期に一木が執筆した雑誌記事や、著書をもとにそれを導く。

前節までで一木の政界における行動が、政党政治と距離をとるものであったこ

とを示した。また、一木がその著作『日本法令予算論』の中で政党内閣に否定的な見解をとったことは明らかにされている⁵⁴⁾。同様に一木は、雑誌投稿記事中でも、政党政治に批判的な姿勢を見せている。一木は政党政治を二大政党制と多党制に分類して考えていた。そして、多党制に関しては「一定の政略に依て政治を行つて行くことが甚だむづかし」く妥協の末の折衷案による政治となる上に、「小さな黨派の一つが時の内閣を潰さうと思へば忽ちにして之を潰すことが出来ると云う有様」と極めて批判的⁵⁵⁾である。それゆえ、一木は政党政治を主張する者が二大政党制を理想と語るのには「誠に自然」⁵⁶⁾と捉えていた。一方で、二大政党制に対しても決して肯定的な態度ではなく、その問題点として第一に民意の複雑さを挙げる。即ち一木は「總テノ人ノ思想ハ必スシモ甲乙二途ニ岐ルルノ限リニ在ラス」⁵⁷⁾と考えており、それにもかかわらず国民の政治思想を二分することになる二大政党制は一木にとっては「甚タ専斷ニ流レタル見解」⁵⁸⁾なのであった。また、一国の政治方針も同じく2つに1つと選べるものではなく「却テ其中間ノ針路ヲ取ル」⁵⁹⁾必要がある場合も多く存在し、結局二大政党制も「實際上ニ於テハ此理想ノ如ク行ハルルモノニ非ス」⁶⁰⁾と難じている。また、一木は二大政党制の場合、政党政治を動かす力が結局政党にないとも考えていた。つまり、政党への帰属意識が高く、選挙の度に決まった政党に投票する人は選挙結果へ影響を与えず、結局「先天的黨派選舉人」ではなく「中立の選舉人」が運命を握っていると考えていた⁶¹⁾。その上で、そのような人々が、選挙の度に解散原因や政策に対し、自身の信念をもって投票すればよいが、実際はそうではなく「多くは其時の問題を巧く振廻す者が勝を占めると云う有様」であり、中立者が自立していない限り政党政治は極めて危険なものであると考えていた⁶²⁾。以上2点の問題意識より、一木は二大政党制にも反対の立場であり、「(二大政党制でなければ)政黨政治カ圓滑ニ行ハレスト云フニ至リテハ政黨政治ナルモノハ極メテ世ノ難物」⁶³⁾と感じられたのである。また、政党政治が機能すると信じるのは「單純なる考」で「大なる誤なる」⁶⁴⁾と断じるなど、政党政治を志向する人に対しても厳しい姿勢を見せるのであった。

以上より明治期の一木は、政党政治に対して、二大政党制・多党制の違いを問わず批判的な見解を持っていたことが明らかになった。このような政治信条が、山縣系への接近やその中での台頭を助けると同時に、前節までで明らかにしたような、隈板内閣成立時や桂新党への消極的な態度に表出したことが窺える。

4 小 括

本章においては、一木の内務省入省より大正政変期までの活動を概観した。一木は、内務省入省より山縣や平田の知遇を受けていた。特に、貴族院に転じてからは平田の属官として働く機会が多く、平田とは近い関係となっていた。また、政治思想面でも、政党政治へ批判的な点や地方自治に積極的な点など山縣系の系譜に連なる部分を持っており、人的ネットワーク面・政治思想面の両面から山縣系と認識されることになる。山縣系内部においても、法制局長官や内務次官での働きで実力が認められた結果、その最高幹部会である十金会の中心人物の1人となる。そのような一木は政党が台頭した明治後年においても、政党とは一貫して距離をとり続けていた。

III 政党との接近——第二次大隈内閣での一木

1 山縣系との不和

本節では、第二次大隈内閣に閣僚として参加した一木が、山縣系との距離を広げていく様子を明らかにする。

大正3(1914)年に第二次大隈内閣が成立すると、一木は文部大臣として入閣を果たす。この一木の入閣は幸倶楽部の会員を入閣させることで、同会の支持を取り付けるためのものであり⁶⁵⁾、大浦兼武が推挙しそれに若槻礼次郎も賛同したことで決定した⁶⁶⁾。この内閣において、大浦の入閣は山縣からの目付役としての意味も持ったものであり、同時に一木もそのように見られていた⁶⁷⁾。田も第二次大隈内閣の成立に対し、その性質を「殆ど桂内閣の再生」とした上で「異色は特に尾崎氏の入閣と、大隈伯の内相兼摂に在り」と分析、「此の内閣の運命を顧みるに、外患に在らずして内憂在り」と見て、1年も続かずに崩壊すると予測した⁶⁸⁾。また、同様の見解は新聞紙上においても見られた⁶⁹⁾。このように、第二次大隈内閣は山縣系官僚と大隈・尾崎ら政党人の混成であり、彼らの対立が懸念されていた。そして、一木は当然山縣系の側に立つと考えられていたのである⁷⁰⁾。事実、大隈内閣初期において一木は頻りに山縣を訪れ政局について報告し⁷¹⁾、その政策について、何度も十金会で説明に当たるなど⁷²⁾、一木は山縣や山縣系との良好な関係を維持していた。しかし、一木は大正4年の大浦事件を機に山縣系の中で不評を買うようになる。

大浦事件は二個師団増設のため内務大臣の大浦が議員買収を行った事件であり、その結果、大隈内閣は一部閣僚を入れ替る内閣改造を余儀なくされる。本事件発覚の当初、山縣はその解決に一木の力も用いようとした。即ち、検事総長である平沼と大学の同期で懇意にしていた一木が働きかけることで検察の動きを止め、大浦を救おうと考えたのである⁷³⁾。しかし、一木は山縣の要求にもかかわらず一向に動かず、それに対し山縣は「一木が、やれんというのは怪しからん」⁷⁴⁾との意見を抱くに至る。その後、一木は平沼のもとを訪れ、大浦を救えるか否かを問い合わせたが、平沼の答えは「大浦たりといえども外の人間と異なるところはない」というものであった。また、平沼はその場で、大浦が官位を辞し謹慎するのであれば幾らか寛大な処置を下せる旨を伝えた⁷⁵⁾。その言葉を容れ⁷⁶⁾大浦は大正4年8月3日に貴族院議員を辞し、隠居の身となる。

本事件において山縣系より一木に向けられた批判は2点あった。第一に、前述のとおり同じく山縣系として入閣しているながら、大浦の辞任並びに隠居を防げなかったというものである。第二に、大浦辞任後も大隈内閣に残った点に対する批判である。大浦辞任に伴う内閣改造で一木は内務大臣への転任が打診されていた⁷⁷⁾。一木は、自身は「政黨とは無關係であり、又消息も知らないので、責を引く道理は無い」⁷⁸⁾と考えそれを受けるつもりであった。しかし、山縣系との関係性を考え、留任について平田と山縣に相談をする。それに対し、平田は不同意を伝えた⁷⁹⁾。山縣の意向は後述する。また、田は大隈内閣が総辞職しないこと自体に非常に批判的であった。田は大浦事件に対し「仮令大隈伯以下其の事に関与無きも、其の責任大、避けるべからず」と考えており、大浦と共に辞任した3人の閣僚を「固く正義を主持し」た人物としている。それに対し大隈の態度を「優渥なる聖旨を藉口し、元老の苦歎に名を托し」た行為と批判した上で、その内閣を「早稲田郎党内閣」と評価している⁸⁰⁾。田にとって、大浦と進退を共にせず、そのような性格の内閣に留任した一木もまた不正義な人物と見えた。

山縣は政策について平田の指導を受けることを条件に、積極的ではないものの一木の留任と内務大臣への転任を認めた⁸¹⁾。これは、一木が留任を望んだためであり⁸²⁾、留任に際し、山縣は前述のもの以外に「大隈の倒るゝに先つて討死するの覚悟」⁸³⁾を求めている。これに対し、原は一木の留任を内閣不統一を導くための埋伏の毒と分析⁸⁴⁾、同様の意見は後に三浦梧楼も語っており⁸⁵⁾、広く共有されていた。

かかる経緯で留任することとなった一木であったが、留任後の行動は山縣系を

納得させるものではなかった。大隈の直系が揃った内閣の主席大臣の任に就いた一木は大隈らに対して同調的となり、山縣にその「雷同を戒め」られ、改めて「先んじて討死の覚悟」を求められている⁸⁶⁾。そして、この大隈系と山縣系の間で板挟みとなる構図が決定的になったのが、減債基金問題である。

減債基金問題とは、日露戦争以降、公債の信用維持のため、例年5000万円の減債基金の繰り入れているところを、3000万円に減じ、その分を鉄道財源に転ずるといふ政策が貴族院において大問題となり、大隈内閣総辞職の引き金となった問題である。山縣の意を受け、その急先鋒となった田⁸⁷⁾によれば、大正4年の春頃より貴族院は大隈内閣の対支外交への批判で包まれており、その中心は平田、小松原、後藤新平らであった。しかし、対支政策で大隈内閣を攻撃すると「國辱陳列會になりそう」だったため、減債基金問題を持ち出して攻撃することとしたのであった⁸⁸⁾。このように、本問題において大隈内閣は貴族院、特に山縣系の平田・小松原・田らと完全に対峙することとなる。

本問題の解決について、田らは大隈が元老に仲介を頼むことを見越して、議会議開会前に予め平田を通して元老に介入しない旨の言質を取っている⁸⁹⁾。減債基金問題に関する協議は難航し、その間に貴族院では和歌や狂歌を集めて「還元集」なる歌集を作るなど、賑やかな問題となり⁹⁰⁾、予算の成立も危ぶまれる事態となった。ここに至り、1月29日山縣は田中義一を大隈のもとへ派遣し、貴族院と交譲の姿勢を見せるように勧告させた⁹¹⁾。そこで大隈は元より山縣による仲介を志向していた一木⁹²⁾を山縣のもとに派遣させることにする。翌30日一木は山縣を訪問、貴族院の情勢を説いた上で政府案を説明し、山縣の意見を求めた。それに対し山縣は、予算不成立を防ぐ重要性を認識し、平田と会合して「救済の方法を講」ずる旨を一木に勧め、一木もそれを容れている⁹³⁾。同日、一木は平田の元を訪問するが、平田は一木の提示した政府案では貴族院は納得しないと、大隈の隠居を交譲の条件として持ち出した⁹⁴⁾。本問題に対し、元老不介入の言質を取っていた平田にすれば、山縣の力を借りた一木の行為には批判的であったと考えられる。

その後、一木と平田の会談の趣旨を聞いた田中の仲介により、大隈と山縣の会談が決まり、2月1日に開催された。その結果を踏まえ、同日山縣は田を呼び出し、大隈から議会議後の総辞職の言質を取ったことを伝え、妥協を進めるように指示している⁹⁵⁾。そこで2日平田・田は一木案に表面上多少の修正を加えた妥協案を作成した⁹⁶⁾。そして、3日岡部長職を大隈・一木のもとに派遣し、3者で会談

を行うものの、大隈の反対で不首尾に終わった。これに対し、田は交渉が決裂すれば、予算不成立・内閣総辞職は不可避で仲介に入った山縣の面子も潰すこととなり、一方で妥協すれば貴族院の威信が地に落ちると嘆き、自ら密かに一木のもとを訪問することで打開を図った。この密談には、一木・田の他に平田・有地・平山・岡部らも参加し、貴族院各派の妥協案が提示された。その後、田は一木に持参した妥協案の決行を「苦歎」し、一木はそれに対し「漸く之れを諾し」電話に首相や閣員にその内容を伝え、ほぼ同意を得ることとなった⁹⁷⁾。そして、4日に入り漸く政府と貴族院の妥協は成立し、本問題は解決した。しかし、本問題について政府と貴族院の対立の矢面に立ち、その調整に失敗し、さらにその解決に平田や田が避けたかった山縣による仲介を持ち出した一木は、山縣系との距離が生じ、「爾來兩者の間良からず」⁹⁸⁾という状況になったのであった。

以上のように、本節では大隈内閣期の一木の行動を概観した。その中で、山縣の目付役、幸倶楽部の代表として大隈内閣に入閣した一木が、大浦事件・減債基金問題を通じて、山縣系の期待に応えることができず、不評を買い、その結果両者の距離が広がった様子を明らかにした。

2 「憲政会」との接近

本節では、大隈内閣期、特に大隈内閣から寺内内閣への移行期（以後、大正5年政変とする）の一木の活動を概観し、そこから一木がいかにして政党と接近し、対外的に立憲同志会系の人物と見なされるに至ったかを明らかにする。

従前、一木が山縣系として政党政治と距離を取っていたのは、前節までで明らかにした通りである。しかし、立憲同志会らを基盤とする政党内閣である第二次大隈内閣に入閣したことが契機となり、政党との接点が生じることとなる。ただし、一木が「反政友会」系と見られる素地は、入閣以前より複数存在した。

第一に、西園寺の慰留にもかかわらず、法制局長を辞し第一西園寺内閣に入閣しなかった点、第二に、第二次西園寺内閣提出の郡制廃止案に対し、前述のような大反対を行った点、第三に、第二次桂内閣下で内務次官を務めていた際には、原内務大臣の下で活躍した水野錬太郎や床次竹二郎をいずれも閑職に置き冷遇した点である⁹⁹⁾。このように、大隈内閣入閣以前より、一木が「反政友会」と見られる条件は存在していた。即ち、一木も桂園時代に進んだ官僚の「党派化」から逃れ得ていなかった。

そのような中で、大隈内閣入閣以降、一木が立憲同志会へ心理的な面で接近す

の様子が見える。例えば、入閣7ヵ月後の大正4年1月に行われた大隈後援会に出席した一木は「予は何れの政黨にも屬せず然れども、大隈伯の政策の一部を實行しつゝある者なれば亦大隈黨の1人なりと云ふべき」¹⁰⁰と演説冒頭で語るなど、大隈や立憲同志会への心情的な接近が見える。また、演説中に「反對黨は政策の是非を究めずして徒に反對せしに非ずや」¹⁰¹と述べるなど、その内容は「政友會に對し惡聲をなしたる」¹⁰²のものであった。このように、入閣初期より同志会との距離を縮めていた一木であるが、それが加速したのが大浦事件以降であった。大浦事件・減債基金問題を通して、一木と山縣系の距離が広がる様子は前節で触れた通りである。それは、一木の同志会への接近に繋がっていく。それが表出したのが大正5(1916)年政変期の動きであった。

大隈の辞職を交換条件として減債基金問題に妥協が成立した2月以降、貴族院内部では大隈内閣の居据わりに対して、「無責任」であるとの批判の声が高まっていた¹⁰³。一木も貴族院の様子を「此の儘次の議會に臨ましめる考は殆ど無い様な形勢」¹⁰⁴と見ていた。そんな中、大隈自身は憲政会の総裁であった加藤高明を後任に据えて辞任する意志を持つようになり、その旨を一木にのみ相談した¹⁰⁵。しかし、一木は元老が加藤内閣案を支持しないと見ていた¹⁰⁶。かかる情勢下、大隈と山縣の会談が開かれる。その席上で、山縣は加藤内閣案に不支持の姿勢を見せ、寺内もしくは平田の起用を示唆した¹⁰⁷。これに先立ち、一木は山縣を訪問し、平田内閣案を提示している¹⁰⁸。しかし、その真意は、元老が加藤を推さないことを見越した上で、憲政会としては「自ら進んで將來自黨に政權を移すに適當な第三者、例えば平田伯の如きをして内閣を組織せしめ之を援助すると云う途を採る方が萬全の策」¹⁰⁹と考えたからであった。

その後、大隈は元老の意向を汲み、隈板内閣の例に倣い、寺内・加藤の連立内閣を構想するようになる¹¹⁰。しかし、大隈と寺内の交渉は不首尾に終わった。そこで、一木は8月8日山縣を訪問し、その旨を報告すると共に、大隈の考えは超然内閣の否定にあると説明した上で、解決策として「寺内伯が潔避を捨て今少しく灰色と為らるれば方法も有るべきか」と、暗に寺内の政黨入りを勧めた¹¹¹。しかし、これに対し、山縣はあくまで寺内の単独内閣にこだわる姿勢を見せた。そこで、一木は帰路田中義一を訪問し、田中より寺内の譲歩を引き出すことを頼むものの、田中は「其望なし」と断った¹¹²。ここに至り、一木は山縣と大隈の会談を再び開催し直接交渉にて解決することを考え¹¹³、11日大隈・山縣の第2回目の会談が実現することとなる。それに先立ち、一木は10日山縣を訪問し寺内

内閣が成立した場合、憲政擁護運動が起こり騒動になるため迷惑であると述べ、寺内単独内閣への難色を改めて示した。しかし、山縣はこれに対し、その騒動を鎮撫するのは内務大臣たる一木の仕事であると難じ、これを退けた¹¹⁴。このような中間かれた山縣・大隈の会談はお互い持論を譲らず再び不首尾に終わる。後継内閣問題は長期化し「貴族院、官僚系、武人派一般に空氣儉惡」¹¹⁵という状況になりつつあった。一木自身も大隈寄りの立場で山縣との交渉を行っており、「自己の危儉を自覺」¹¹⁶するに至っていた。このように、8月段階でも、一木は寺内による超然内閣に対して反対の姿勢を維持し、政党内閣の持続のために山縣に対して何度も交渉を行っている。

最終的には、10月1日に三度山縣・大隈の会談が行われた末に、山縣の推挙で寺内内閣が成立することになる。大正5年政変において一木は一貫して憲政会内閣の持続か、憲政会が支持する第三者による内閣を志向し、その実現のため奔走していた。ただし、当該時期の一木の活動が山縣系の意向と大きく外れたものであったわけではない。まず、前述のとおり大正政変を期に、山縣系は政黨との距離からいくつかの派閥に分かれており、一口に山縣系といっても異なった動きを見せていた¹¹⁷。その中で、下岡忠治・江木翼ら山縣系で憲政会に近い人物は、平田を失脚した大浦に置き換える形で、加藤と平田の連合を作り、それを軸にした新内閣組閣を目指しており、平田自身も、当該時期は憲政会に近い態度をとっていた¹¹⁸。つまり、一木の憲政会政權維持への奔走は、山縣系の多様化の一例として捉えることもできよう。

その証拠として、この時期の一木の職務自体が党派的なものとなっていたわけではなかった。一木を内務大臣に任じた大隈の意図は、近く迫った地方議選選挙において「あの人ならば公平なことをするだろうと一般に思はれる」彼を起用し、公平な選挙を実現させ、人心を安定させる点にあったと一木は考えた¹¹⁹。また一木は、内務行政を「黨派利害の圏外」にあらなければならないものと考えており¹²⁰、事実その選挙の公平さは当時野党にあった原敬も認めるどころ¹²¹であった。山縣も内務大臣としての一木の仕事を評価しており、会談に訪れた大隈に対して「大浦子に次ぎ一木氏内務の任に当り内務に於いては常に政黨の弊を押へ政務を黨利に濫用するの害を防ぐは從來の政党内閣に比して勝れること」¹²²と語った。このように、一木はその職務上は党派性を持つことなく公平にその任に当たり、それは山縣や原も認めるところであった。

以上、本節では一木の大隈内閣末期、寺内内閣への移行期の行動を概観し、一

木が超然内閣の登場に反対し、政党内閣ないし憲政会系の内閣の出現に努力する様子を明らかにした。明治期においては、政党内閣を忌避する姿勢をとっていた一木は、山縣系が統一性を失いつつある中で政党内閣の持続を支持するようになっていた。

一木が政党政治を支持するに至った理由としては第一に、自ら政党内閣に入閣することで、政党自体との距離が縮まったことが挙げられる。第二に、政情を鑑み、世の中の時流を受け入れたことが挙げられる。大浦事件時に「外に現内閣より以上の善い内閣が出来れば兎に角然らざる以上多端なる國政に當て輔弼の任を完うする」¹²³⁾と語り、その留任を肯定したことや、寺内内閣成立時に憲政擁護運動による混乱を危惧したことから分かるように、一木は時流を受け入れ政界に無用な混乱を生むのを望まなかった。また、政党に対しても、直近の入党はないとした上で「將來に於て四圍の事情上入党の餘儀なきに至るべきや否やに就ては言明の限にあらざり」¹²⁴⁾と入党は政情次第である旨を語っている。即ち一木は政党に心酔したわけではなく、政情を鑑み、世の中の時流を受け入れた結果、政党内閣を是認し、政党と接近するに至ったのであった。この時期においても、彼の職務における党派性のなさが評価されているのはその証左であろう。しかし、対外的には一木は憲政会系の内閣の持続に奔走した人物であり、政友会に「悪声」をなした人物であり、従前の経歴も含めこの時期より一木は「憲政会系」の人物と目されるに至ったのである。

3 小括

本章では、一木の第二次大隈内閣に於ける活動を概観した。第二次大隈内閣に、貴族院の特に幸倶楽部の代表として入閣を果たした一木は、当初閣内における山縣系と大隈直系の対立軸の、山縣系に属する人物と認識されていた。しかし、大浦事件・減債基金問題での一木の対応は山縣系の貴族院議員達を満足させるものではなく、これを機に山縣系と一木の間には溝が生じることとなる。さらに、大隈内閣の辞任の際には超然内閣や拳国一致内閣を志向する山縣・田中らとは異なり、憲政会系の政権が続くことを志向し、その実現のために奔走した。これは山縣系の多様化の1つの事例でもある。事実、一木自身は、大隈内閣期においても、党派的な職務を行ったわけではない。むしろ、その仕事ぶりは公平そのものであった。しかし、山縣と距離が生じたこと、そして憲政会系内閣への志向は、対外的に見れば一木が憲政会系へ「転向」したと見られるに十分な論拠であった。

IV 「憲政会系」としての一木

1 枢密院前期の一木の政治的立ち位置

本節では一木が枢密院に入るに至る過程と、枢密院における前半の一木の活動から、山縣系と憲政会の間で位置どりに苦慮する一木の様子を明らかにする。その際、一木の枢密院における具体的な活動は次節で詳述することとし、本節ではその政治関係が窺える動向に絞り、政界における立ち位置を導きたい。一木は、大正6(1917)年より大正14年まで枢密院に所属しているが、本節では大正6年から大正11(1922)年の山縣逝去までの活動を対象とする。

大正5年10月9日大隈内閣は総辞職した。一木は続く寺内内閣には入閣しなかった。これは、前述のような一木の寺内内閣への反対活動が影響したと考えられる。寺内内閣の文相には一木の実兄である岡田良平が貴族院における会派とは無関係に、平田の推薦で入閣した。これは一木を通じて憲政会との繋がりを維持するための入閣であり、寺内は岡田を好まなかった¹²⁵⁾。即ち、一木を直接的に入閣させるのは、当時の寺内周辺の感情からして不可能であったが、その実兄を入閣させることで、その関係を完全には絶たない意図があった。事実、岡田は大正7(1918)年度予算に関し、帝国議会の開会前に一木にその内容を書翰にて送り、意見を求めている。これに対し、一木は「申分なき成績」とした上で、「文部に同情を有するものは一同歡喜致候事と相察し申候」と貴族院の反応を予測した¹²⁶⁾。このような意見は岡田を通して政権内部にも伝わったと考えられ、一木が政権に間接的に関わる様子が窺える。

しかし、大隈内閣辞職後、一木の貴族院における立ち位置は、前内閣時の活動がもとで面倒なものとなり「余程仕事がやり悪くなって来て」¹²⁷⁾おり、一木自身その活動に限界を感じていた。そのような中の、翌大正6年夏、山縣に呼び出された一木は枢密院入りの打診を受ける¹²⁸⁾。この打診を一木はかなり重要な問題と考え逡巡し、すぐには答えを出さなかった¹²⁹⁾。一木が悩んだ最大の理由は、政治との距離が広がる点にあった。即ち「枢密院に入ったからとて、他日再び政治の衝に當るのは差支ないとしても兎に角縁が遠くなるのは免れない」¹³⁰⁾と考えたのである。これに対し、山縣は「他日國務大臣にならねばならぬ機会が生じた時には何時でも出てよかろう」¹³¹⁾と応じ懐柔に努めた。しかし、一木は大隈内閣時より「枢密院にも多少新なる分子之加はること望ましきの意見を有し」¹³²⁾てい

た。法制局長を2度にわたり務め、また大隈内閣に於いても、国際法出身で国内法の知識に乏しい高橋法制局長の「後見の様な仕事」¹³³⁾をしていた一木にとってみれば、憲法の番人を自認し、各種法案の関門と化していた枢密院についても思うところがあったのであろう。かかる経緯により、大正7年8月10日一木は貴族院議員を辞して枢密顧問官となった。

この一木の枢密院入りは、当時枢密院を支配していた伊東巳代治に対して、山縣が「一木をして対抗せしむる」¹³⁴⁾ためと見られた。また大隈内閣後期以降、山縣系の多様化も影響し、貴族院内(特に幸倶楽部内)会派の対立は激化¹³⁵⁾、その中で寺内内閣に対して批判的であった一木を、貴族院から排除することでその解決を図る狙いもあったと考えられる。事実、この人事に対し、一木の所属していた貴族院の無所属団内には、田による一木排除の策謀であるとの観測すら存在した¹³⁶⁾。つまり山縣にとって、一木の枢密院入りは一石二鳥の効果があった。

この頃の一木は、その政治的な立ち位置に苦心していた。確かに前章でも触れたように、大隈内閣期に憲政会とは接近するところがあった。その後も一木は、大隈内閣辞任後に行われた憲政会の九州大会に祝電を送る¹³⁷⁾など、憲政会との関係を維持する意図が窺える。同時期の、大浦から伊沢多喜男への書翰の多くで貴族院での問題に関し、一木に相談することを勧めているように¹³⁸⁾、貴族院においても憲政会系の人物との繋がりを築きつつあった。さらに、枢密院入りの際には大隈に相談し、その意見を乞う¹³⁹⁾など、大隈との個人的な関係も維持しようとしていた。

また、山縣系の人々との関係も切れたわけではなく、大正8年においても一木は一般には平田系と目されている¹⁴⁰⁾。事実、大正6年より始まり一木が大きく関与した臨時教育会議¹⁴¹⁾の総裁は平田であり、その他の委員にも小松原・江木など山縣系が多く参加していた。そして、「臨時教育会議の問題に対しては、我々数人即ち小松原、久保田、一木、岡田は、時々平田総裁の邸に会合して、篤と協議を尽くして会議に臨むようにしていた」¹⁴²⁾と江木が語るように、その関係は維持されていた。

もっとも、原内閣の成立の頃には、山縣は当初目指した憲政会の「御用政党」化には期待しておらず、大正7年の大浦の死によって、大浦を媒介にした憲政会と山縣系の提携も崩れていた¹⁴³⁾。事実、大正8年、訪問してきた田に対し山縣は三党並立が自身の宿願であると述べ、その党首に擬すべきは田か平田であると述べている¹⁴⁴⁾。それゆえその後も憲政会との関係を保ち続けた一木の行動は山縣

の意向とは異なるもので、憲政会は一木を枢密院との連携の要とみなしていた¹⁴⁵⁾。それゆえ、大正10(1921)年に一木は「大隈侯と氣脈を通じ居る」¹⁴⁶⁾人物で「憲政会の手先」¹⁴⁷⁾と語られるなど、山縣系にも憲政会や大隈側の存在と認識されるに至っていた。また、翌年大隈が危篤に陥った際には、「憲政会は大に狂奔し、一木喜徳郎氏は西園寺公へ(大隈の国葬問題について)奔走努め」¹⁴⁸⁾ていると見られた。

以上のように一木は、大隈内閣期に於ける活動によって貴族院での立ち位置が「面倒」なものとなり、それが元で活動の場を貴族院より枢密院へ移すことになった。当該時期は、山縣系の横の連携も弱まり多様化が進んでいた。山縣系は山縣の下で、大浦系・清浦系・平田系・寺内系などに分裂していた¹⁴⁹⁾が、その中で一木は平田系に属しながらも、憲政会との関係故に大浦との繋がりもあった。しかし、大浦の死後も一木は憲政会との関係を維持していた。そしてそれは、大正10年には「憲政会の手先」と山縣に見なされるまでに至るのであった。

2 枢密院時代の一木の行動と政策観

本節では、一木の枢密院における活動を概観し、その思想を追う。もっとも、一木は枢密院において1つを除き全ての委員会に参加する程多忙な日々を送っていた¹⁵⁰⁾。ここでは、一木が自伝中で特に力を入れたとする、臨時教育会議・臨時教育委員会と、陪審法・選挙法の改正¹⁵¹⁾を軸に分析したい。

まず、分析を行う前に、一木がかかる政策に注力するに至った経緯を明らかにする。一木は大隈内閣期に教育問題への関心を強くするに至っていた。それは第一に、大隈内閣で文部大臣を務め「近時社會各般の情勢は益々風教刷新の急要なる」¹⁵²⁾を改めて認識したこと、第二に第一次世界大戦の影響を受けたことによる。すなわち一木は、戦後のヨーロッパの情勢を「英國の運命を開発して行くには、國民の教育を一層盛んにする外ない」「露西亞は(中略)非常なる混亂の裡にあるけれども、普通教育は著しく進んだ」と分析、その上で日本についても「戦後國運の發展を期し、世界各國の競争場裡に、優勝者たる地位を占めんとするには、國民の知識を増進する外に良法はない。」¹⁵³⁾と考えたのであった。かかる経緯で、枢密院入り後の一木は、日本の發展のために教育を強く推進するべきであると考えていた。

また、これには政情の反映という面もあった。大正期は、憲政擁護運動に代表されるように國民の政治参加の拡張への要求が増した。一木自身、第三次桂内閣

の閣僚として憲政擁護運動の矢面に立った経験があり、前述のとおり大正5年政変においても憲政擁護運動の盛り上がりを危惧するなど、その力を十分に理解していた。また一木は、かかる運動を「成る可く多数の國民、出来るならば總べての國民が政治に參與して、その負擔に關からしめたい」と好意的に捉えていた。しかし一方で、「國家の實際上の利益から考へて見る時は、之に教育の發達が伴ふにあらざれば、何等利益するところもなく、進歩發達するところもなく、反つて或は反對の結果を誘致することなしとも保し難い」と、國民の政治參加の拡張の条件として教育の發展を挙げた¹⁵⁴。すなわち、大正期に盛り上がりを見せた憲政擁護運動に対し一木は、それを是認する一方で、教育の振興をそのための必要条件とする姿勢をとったのである。一木が枢密院に於いて注力した政策は、國民の政治參加の拡張である「陪審法」「選挙法改正」と、教育制度の改革である「臨時教育會議」「臨時教育委員會」であり、これらは一木にとり不可分なる存在であった。

陪審法は原内閣期の政綱の1つで政友会肝いりの政策であった¹⁵⁵。これに対し一木は陪審制そのものには反対ながら、政府の強い意向がある以上、枢密院はそれに協力すべきであるという消極的賛成派の立場をとった¹⁵⁶。

陪審法の成立過程は先行研究に詳しく、そちらに譲る¹⁵⁷。本論では一木の動向に絞り分析したい。臨時法制審議會において陪審制度に関する委員会の主査委員長となった¹⁵⁸一木は精力的な活動を始める。そして倉富と共に推進派と反対派の仲介に努め、陪審法に対し賛意を示す答申を導いている¹⁵⁹。その後、審議の場は枢密院へと移される。枢密院の中核であった清浦・伊東・二上兵治らは明確に陪審法に反対であった¹⁶⁰。かかる状況下で、一木は陪審法成立のため、枢密院内で丹念に根回しを行い¹⁶¹、その過程で同じく推進派の穂積とも複数回にわたり協議を行う¹⁶²など、熱意を持って行動した。最終的に、「陪審の評議と裁判官の意見一致せざるとき裁判官は幾度も陪審を取り替ゆる」¹⁶³という形で一木・伊東らの妥協が成立し、陪審法は枢密院を通過した。このように、一木は枢密院の中核派の意向に反する形で陪審法の成立を導いたが、これはその後の枢密院における一木の立場を変化させることとなった。即ち、山縣没後、護憲運動で清浦が失脚するに至り、陪審法推進派による枢密院内のリーダーシップが確立されたのである¹⁶⁴。事実、清浦の後、枢密院議長は濱尾を除き、穂積・倉富・一木という推進派が順に就任することとなる。

また普通選挙法制定に対し一木は、積極的な姿勢を見せる。元より一木は「選

挙權の擴張は望まし」く「(全ての國民が政治に參加し)政治上の一切の問題が公平に解決されることが望ましい」と語るなど、普通選挙推進派であった¹⁶⁵。そして、枢密院における選挙法改正審議では憲政会に「非常な好意」を見せ¹⁶⁶、委員会中にしばしば政府と連絡を取り、遅れがちな議事が早く纏まるよう努力していた¹⁶⁷。また、審査中最も問題になった選挙權の欠格条項に関し、「他人の救助」という文言を「救恤」という言葉に変えることによる解決を提案したのも一木であった¹⁶⁸。このような一木の普通選挙法への積極的な姿勢は知られるところであり、同法案反対の暴漢に複数回襲撃され、一木は危難を避けるため、その成立まで文部大臣官邸に居候をするほどであった¹⁶⁹。ここからも、一木と加藤内閣との協力関係が窺える。かかる経緯で成立した普通選挙法に対し一木は「國の法制の大いなる進歩であつて、國家の爲喜ぶべきこと」¹⁷⁰と高く評価をしている。

このように、陪審法・普通選挙法の成立に伴い國民の政治參加が拡大すると、それに呼応して一木の教育への思いも強くなっていった。即ち、「普通選挙の實行に先ち若くは之れが實行に伴ひ、公民教育を廣く有効に施さねばならぬ必要」¹⁷¹があると見ていた。一木は枢密院入りの1月後、臨時教育會議に参加している。これには一木自身も積極的に関与しており、また、一木は臨時教育會議が廃止される際に、その常設化を求め¹⁷²など教育問題に対し引き続き関与していく姿勢を示した。さらに、一木は臨時教育會議の答申により改正された新高等学校令により制定された、7年制高校の実現にも意欲を見せる。大正8年、平田を訪問した根津嘉一郎は根津家の育英事業を説明し、その協力を快諾される。そして、その実現のために設立された評議員会に、平田の推挙で一木も参加した。この評議員会は2年半にわたり37回も開催され、最終的に一木はこの新高校の校長に就任する¹⁷³。本高校は旧制武蔵高等学校である。武蔵高校の設立に際し一木は「高等學校の七年制度は臨時教育會で私が極力主張したものであるから校長を引受けて此任に當るとは云はば私の理想を實現する」¹⁷⁴のものであると語るなど、その実現に尽力していた。

以上のように、一木は國民の政治參加の拡大を是認し、陪審法や普通選挙法の成立に努力した。また、同時に教育問題にも熱意を持って当たっており、特に7年制高校については、新設された武蔵高校の校長に自ら就任するなど意気込みを持っていた。もっともこれらの動きは一木にとり、関連したものであった。即ち、國民の政治參加の拡大は、國民への普通教育・公民教育の普及と不可分ではなかつた。このような政策観は、憲政会と一致する部分があり、一木はそ

の実現のために憲政会へ接近する。そして、その姿勢が前節で見たような「憲政会系」との評価に繋がったのである。

3 第二次護憲運動前後の一木

本節では、第二次護憲運動の前後における一木の動きを追い、かかる政変期に彼が政界でどのように振る舞ったのかを明らかにする。ここでは、大正11年以降の一木の行動を分析対象とする。

大正11年1月に大隈が、2月に山縣が相次いで逝去した。山縣系の一員として政界で名を成し、大隈内閣で入閣、首席大臣を務めた一木にとり、この2人の逝去が与える影響は大きかったと考えられる。同年6月に高橋内閣の総辞職が濃厚になると、一木は平田の推薦による加藤高明後継内閣を企図する。一木は憲政会に同情的であり、憲政常道論者であったため、高橋内閣の後継には憲政会が来るべきと考え、平田のもとを幾度か訪れていた¹⁷⁵⁾。新聞上でも一木の平田訪問は注目され、その中で一木は「熱心なる憲政会擁立論者」と目されていた¹⁷⁶⁾。この動きを危険視した政友会は、山本悌二郎を平田のもとに派遣し、その真意を確かめたが、平田は一木に組みせずと語り政友会は漸く安心した¹⁷⁷⁾。つまり、この時点で一木と平田の関係はいまだに近いものがあり、一木の説得ならば平田が動く可能性があるかと危惧されたのである。また、憲政会において平田との交渉の窓口として一木は期待されていた。

その後、一木は加藤友三郎内閣末期において、平田を担いだ中間内閣の画策を疑われる¹⁷⁸⁾など、憲政会寄りの活動を続けていた。それゆえ、清浦内閣の組閣時に清浦が一木らを閣僚の候補に挙げると、「憲政会の党外員である一木」を挙げるのは政友会の内情や政界の空気を知らないやり方と、清浦は西園寺に難じられた¹⁷⁹⁾。そして大正13(1924)年6月、ついに加藤高明内閣が成立する。それに先立ち、平田は加藤の決心を聞くための使者を立てることを考え、その候補として「加藤の最も信用する」人物である若槻と一木を挙げた¹⁸⁰⁾。一木は明確に憲政会系と見なされており、その活動が評価され憲政会の副総裁の任にあった若槻と並ぶ信頼を加藤から得るに至っていた。組閣に当っては寺内内閣と同じく、一木との関係を考え、その実兄の岡田を文部大臣に任じている¹⁸¹⁾。この加藤内閣下で一木が普通選挙法成立に対して尽力する姿は前節で述べた通りである。一木は枢密院副議長として、加藤内閣の政策を直接的に援助していた。しかし、すぐにこの協力関係を崩す出来事が起きる。一木の宮内大臣への転任であった。

一木は大正11年より宮中との関係を持っていた。秩父宮の御用掛として、親王のお話し相手として参内するようになり、枢密院の会議録の解説や国際情勢、憲法の講義を行った¹⁸²⁾。また、大正12年からは秩父宮に対する御進講が始まり、その大日本帝国憲法の科を受け持つと共に、各講師の選定にも当たっていた¹⁸³⁾。それら一木の働きに対し皇后陛下が牧野に対し大正13年に「秩父宮の御成熟(中略)これについては一木の骨折に深く感謝」¹⁸⁴⁾と語るなど、皇室もその働きを認めるところとなっていた。かかる状況下、内大臣の平田の病状が悪化、その後継問題が発生する。平田の後継に関し西園寺は、牧野が宮相・内大臣を兼ねる・牧野が内大臣に転じ、一木が宮相に就く・牧野は留任、一木が内大臣に就くという3案を牧野に提示した¹⁸⁵⁾。他の候補については、斎藤実や東郷平八郎が挙げられており、一木はその経歴からして「貫禄不足」との見方も存在した¹⁸⁶⁾。そのような中、最終的に一木に宮相就任が依頼されたのには前述の宮中との関係以外にも、複数の理由が存在した。

第一に、斎藤らの擁立運動は薩派から起きているものであった。この運動は斎藤が望んだものではなかったが、薩派は牧野が内大臣に転じ、宮内大臣に斎藤ら薩派の有力者が入ることで宮中における薩派の影響力を拡大することを望んでいた¹⁸⁷⁾。また、牧野自身も後任には斎藤を推していた¹⁸⁸⁾。西園寺はこれを危惧し、平田の勧めもあり一木を後任に推すことに決めたのである¹⁸⁹⁾。即ち、一木は山縣系であったこともあり明確に非薩派の人物と考えられ、宮中における薩派への牽制としての役割を期待されたのである。第二に、一木が政党政治に精通している点である。前述のとおり、一木は憲政会系の憲政常道論者と目されており、西園寺もその点を評価したと後に語っている¹⁹⁰⁾。また、西園寺は一木の海外経験や憲法に精通している点も評価しており¹⁹¹⁾、一木に就任を依頼するに決した。

しかし、一木の宮内大臣就任は難航する。一木は宮内大臣就任の依頼を「實に意外」で「全く豫期し無いこと」として捉えた¹⁹²⁾。当時一木は枢密院での自身の仕事に自信を持っており、引き続き取り組んでいきたいと考えていた¹⁹³⁾。それゆえ、一木は当初強い辞意を見せ、西園寺は「何とか承諾せしむるの術」¹⁹⁴⁾を考える必要があった。そこで出てきたのが憲政会を利用する手段であった。憲政会にとって、枢密院における連携の要を失うのは痛手であったが、一方で宮中との意思疎通のルートを確保するのも魅力に感じられた¹⁹⁵⁾。それゆえ、再度西園寺から就任を依頼すると同時に、加藤高明にも一木の説得に当たらせ¹⁹⁶⁾、ついに一木の承諾を得るに至った。しかし、その様子は「周囲の事情止むを得ざるを

感得した」¹⁹⁷⁾という消極的なものであった。

一木には政治への未練があった。事実、宮内大臣就任後も憲政会との協力関係を維持する。大正14(1925)年7月、加藤高明が閣内不一致を理由に総辞職すると、牧野は西園寺に後継内閣につき相談をする。その席上で西園寺は「政友最近の態度あまりに細工に過ぎ」とし大命再降下を支持した。そして、牧野・一木を中心に再降下の具体的な手法が検討され、最終的に一木の案が採用される¹⁹⁸⁾。しかし、この一木の動きが「加藤に同情し、岡田良平氏と謀り(中略)大命再降下を極力盡力せり」¹⁹⁹⁾と捉えられたように、一木は憲政会に協力的であると見られた。また、加藤逝去後も一木が中間内閣の首班の候補に上がり²⁰⁰⁾、第一次若槻内閣の後継に関しても憲政会は政友会への政権移動を恐れ一木に後援を依頼し²⁰¹⁾、ついには後継の候補として再び彼が浮上するなど憲政会との強い関係を維持していた。

以上のように、一木は第二次護憲運動期に於いて一貫して憲政会寄りの姿勢を見せ、加藤高明内閣の実現にも努力していた。そして、加藤内閣に枢密院から協力していたものの、すぐに西園寺の強い意向により宮内大臣に転じるようになった。しかし、宮内大臣転任後も一木と憲政会の関係は維持されており、度々首相候補に挙げられるほどであった。このように宮内大臣転任後も政党との関係を維持した一木は、昭和に入って以降の政情の変化の中で現状維持を目指す「宮中重臣ブロック」の一員と見なされることとなる。それは即ち、現状打破勢力からの攻撃対象とされていくことであった。

4 小 括

本章では、枢密院所属期を中心に一木の動きを概観し、一木の政治的立ち位置を明らかにした。大隈内閣において憲政会との距離が縮まった一木は、貴族院での立場が面倒なものとなり、山縣の意向で枢密院に転じることとなる。枢密院においては、政策観の近い憲政会に協力的な姿勢を見せ、憲政会からは枢密院との連携の要と見なされるに至った。しかし、教育審議の場を中心に山縣系との関係も維持されていた。加藤内閣の誕生に努力した一木は、その成立後も憲政会との協力関係を保っていた。しかし、憲政会系でありながら山縣系とも距離の近い点が西園寺より評価され、宮内大臣に転任する。もっとも、宮内大臣転任後も憲政会との距離は近く、度々憲政会系内閣の首班候補と目されるほどであった。そして、この政党との協力関係は、この後一木が「宮中重臣ブロック」の一員として、

現状打破勢力より攻撃される原因となるのであった。

V 終 章

最後に、その後の一木の活動を簡潔に明らかにしておきたい。

一木は昭和7(1932)年、元宮内大臣の田中光顕より宮中の問題につき不可解な言いがかりをつけられ、それが元で昭和8年に宮内大臣を辞すこととなる²⁰²⁾。田中の動きの裏には、既存の政党政治に批判的であった森恪がいた²⁰³⁾。一木は昭和9年、倉富の後任として枢密院議長に就任するが、その翌年に起きた天皇機関説事件は美濃部達吉攻撃を名目にした、事実上の一木排斥運動であった。一木は「リベラリズムと立憲政治の盾としての存在意義にまで、彼自らも知らず識らずのうちに、社会的風潮の推移のうちに、變貌させられてしまった」²⁰⁴⁾のであった。最終的に、天皇機関説事件においては昭和天皇の努力もあり²⁰⁵⁾辞任を免れた一木であったが、かかる状況下、2・26事件が発生する。本事件の遠因を自身に求めた一木は²⁰⁶⁾ここに至り、政界引退を決意した。

一木の人生を概観するに、彼自身が山縣系という立場から、徐々に憲政会に接近する過程には、いくつかの段階があるように思われる。第一に、桂園時代において一貫して桂内閣に関わったことである。ここで生じた、桂系の官僚との人脈の一部は、そのまま憲政会への人脈となった。また、官僚の党派化が進んだ桂園時代において、桂内閣に深く関わった一木は明確に「反政友会系」の認識を受けることを避け得なかった。第二に山縣系の分裂である。政党が着実に勢力を伸ばす中で、山縣系は当初の「反政党」の理念で結集することは難しくなった。その中で一木も政党政治への理解を持つ必要を迫られた。その中で一木は、自身が終生行動を共にした平田と同じく、政党を外から支持する形を選択した。第三に一木の立ち位置の変化である。田中義一や財部彪が次官時代はセクショナリズムに縛られた言動をとったが、大臣となると協調的な姿勢に変化したことは知られる²⁰⁷⁾。一木も、大隈内閣で初めて入閣するに至り、政党と協調しながらも政治を進めていく重要性を認識せざるを得なくなったのではないだろうか。また、初めて入閣をし、主席大臣までを務めた内閣が同志会系の内閣であったことは、対外的な一木の政治的立ち位置のイメージをより明確にさせる効果があった。彼自身にとっても、山縣系が分裂し、影響力を失う中で、政策観の近い憲政会に接近することは、政策実現の近道であった。

このようにして、当初「反政党」を志向し山縣系として政界に台頭した一木は、徐々に政党に接近することとなった。そこには、彼自身の政治観もあるが、その一方で外的な「色付け」の影響も大きかったと言えよう。

- 1) 稲永祐介「一木喜徳郎の政治思想」(『年報日本史叢』平成15年) p.39。
- 2) 茶谷誠一「昭和戦前期の宮中勢力と政治」(吉川弘文館、平成21年) p.19。
- 3) 一木喜徳郎「梁舟回顧録」(『中央公論』、昭和15年1月号) p.251。
- 4) 河井弥八「一木先生回顧録」(非売品、昭和29年12月) p.11 (以下「一木回顧録」とする)。
- 5) 一木喜徳郎「一木前校長外遊瑣談」(武蔵高等学校校友会、昭和12年) p.6。
- 6) 前掲、「一木前校長外遊瑣談」 p.8。
- 7) 前掲、「一木回顧録」 p.9。
- 8) 同上、p.26。
- 9) 清水唯一朗「政党と官僚の近代」(藤原書店、平成19年) p.176。
- 10) 前掲、「一木回顧録」 p.25。
- 11) 同上、p.26。
- 12) 同上、p.28。
- 13) 一木喜徳郎「平田東助伯を懐ふ」(『人道』大正14年5月号) p.12。
- 14) 前掲、「一木回顧録」 p.29。
- 15) 同上、p.29。
- 16) 尚友倶楽部史料調査室「幸倶楽部沿革日誌」(尚友倶楽部、平成26年) p.20。
- 17) 前掲、一木喜徳郎「平田東助伯を懐ふ」(『人道』大正14年5月号) p.12。
- 18) 同上、p.35。
- 19) 前掲、清水唯一朗「政党と官僚の近代」 p.32。
- 20) 岡田良平宛平田東助書翰(『岡田良平関係文書』『社会科学研究』21-5・6号)。
- 21) 前掲、「一木回顧録」 p.40。
- 22) 桂太郎宛西園寺公望書翰(『桂太郎関係文書』東京大学出版会、平成22年)。
- 23) 西園寺公望宛桂太郎書翰(『桂太郎関係文書』東京大学出版会、平成22年)。
- 24) 前掲、「一木回顧録」 p.40。
- 25) 朴羊信「『七博士』と日露開戦論」(『北大法学論集』48号、平成10年) はじめに。
- 26) 宮武実知子「『帝大七博士事件』をめぐる輿論と世論」(『マス・コミュニケーション研究』No70、平成19年) p.167。
- 27) 大森鍾一・一木喜徳郎編「市町村制史稿」(元元堂、明治40年) p.1。
- 28) 同上、p.2。
- 29) 大森鍾一宛山縣有朋書翰(『大森鍾一関係文書(10)』、国家学会雑誌第85巻第11・12号)。
- 30) 一木喜徳郎「貴族院議員としての小松原氏」(有松英義編「小松原英太郎君事略」、木下憲、大正13年) p.174・175。

- 31) 床次竹二郎「官僚と戦った郡制廃止」(『その頃を語る』東京朝日新聞政治部編、昭和3年)。
- 32) 同上。
- 33) 前掲、「一木回顧録」 p.42。
- 34) 原敬著・原奎一郎編「原敬日記」(福村出版、昭和40年) 明治39年11月12日(以下「原敬日記」とする)。
- 35) 前掲、床次竹二郎「官僚と戦った郡制廃止」。
- 36) 同上。
- 37) 前掲、「一木回顧録」 p.43。
- 38) 「原敬日記」 明治40年2月21日。
- 39) 同上、明治40年3月6日。
- 40) 「昨日の貴族院 郡制廃止否決」(『東京朝日新聞』 明治40年3月22日朝刊2面)。
- 41) 鶴崎鸞城「政治家か学者か」(『中央公論』大正4年10月号)。
- 42) 前掲、「貴族院議員としての小松原氏」 p.176。
- 43) 前掲、「一木回顧録」 p.46。
- 44) 同上、p.45。
- 45) 同上、p.46。
- 46) 内藤一成「貴族院と立憲政治」(思文閣出版、平成17年) p.40の表を基に、一木の貴族院在籍中の十金会とその内参加した回数を計算した。
- 47) 田健治郎「田健治郎日記」(尚友倶楽部、平成20年) 大正元年8月19日(以下「田健治郎日記」とする)。
- 48) 同上、大正元年8月31日。
- 49) 前掲、「一木回顧録」 p.56。
- 50) 「田健治郎日記」 大正2年1月18日。
- 51) 入江貫一「大正初期山縣有朋談話筆記」(山川出版社、昭和56年) p.391。
- 52) 内藤一成「大正政変期における桂新党と貴族院」(『史學雑誌』111号、平成12年) p.77。
- 53) 季武嘉也「大正期の政治構造」(吉川弘文館、平成10年) 第一部に詳しい。
- 54) 岩村等「一木喜徳郎の法律概念」(『日本近代国家の法構造』、木鐸社、昭和58年) p.408。
- 55) 一木喜徳郎「政黨政治の原動力」(『法学協会雑誌』 明治36年9月号) p.1268~1269より抜粋。
- 56) 同上、p.1269。
- 57) 一木喜徳郎「英國ノ政黨政治ニ関スル英人ノ觀察」(『法學志林』 明治34年3月号) p.20。
- 58) 同上、p.23。
- 59) 同上、p.23。
- 60) 同上、p.24。

- 61) 前掲、一木喜徳郎「政黨政治の原動力」p.1277より抜粋。
- 62) 同上、p.1278より抜粋。
- 63) 同上、p.1277。
- 64) 同上、p.1268。
- 65) 一木の隈内閣入閣時の貴族院の動きは、前掲、内藤一成「貴族院と立憲政治」p.291に詳しい。
- 66) 前掲、「一木回顧録」p.60。
- 67) 平沼騏一郎回顧録編集委員会編集「平沼騏一郎回顧録」(御厨貴監修「歴代総理大臣伝記叢書7 平沼騏一郎」ゆまに書房、平成18年、収録)p.233。
- 68) 「田健治郎日記」大正3年4月16日。
- 69) 「大隈内閣の顔觸」(「東京朝日新聞」大正3年4月17日朝刊3面)。
- 70) 「一木新文相」(「読売新聞」大正3年4月19日朝刊3面)では三宅雪嶺が一木を「山縣系の事務家」と評し、その他の新聞でも同様の見解が見られた。
- 71) 「原敬日記」大正3年7月18日。
- 72) 「田健治郎日記」より。文相在任中の十金会のほとんどのに於いて一木が政策説明をしたことが分かる。
- 73) 前掲、平沼騏一郎回顧録編集委員会編集「平沼騏一郎回顧録」p.233。
- 74) 同上、p.233。
- 75) 若槻礼次郎「古風庵回顧録」(読売新聞社、昭和25年)p.237。
- 76) 同上、p.238。
- 77) 前掲、「一木回顧録」p.68。
- 78) 同上、p.68。
- 79) 「原敬日記」大正4年8月18日。
- 80) 「田健治郎日記」大正4年8月10日。
- 81) 「原敬日記」大正4年8月18日。
- 82) 同上、大正4年8月15日。
- 83) 同上、大正4年8月18日。
- 84) 同上、大正4年8月18日。
- 85) 同上、大正7年7月15日。
- 86) 同上、大正4年10月19日。
- 87) 松本剛吉「大正デモクラシー期の政治 松本剛吉政治日誌」(岩波書店、昭和34年)大正15年9月28日(以下「松本剛吉日記」とする)。
- 88) 田健治郎「『還元の役』始末」(「その頃を語る」東京朝日新聞政治部編、昭和34年)p.319~321。
- 89) 前掲、田健治郎「『還元の役』始末」p.322。
- 90) 前掲、「一木回顧録」p.80。
- 91) 前掲、入江貫一「大正初期山縣有朋談話筆記」p.95。
- 92) 前掲、「一木回顧録」p.80。
- 93) 前掲、入江貫一「大正初期山縣有朋談話筆記」p.94。
- 94) 同上、p.97。
- 95) 前掲、田健治郎「『還元の役』始末」p.323。
- 96) 前掲、入江貫一「大正初期山縣有朋談話筆記」p.101。
- 97) 「田健治郎日記」大正5年2月3日。
- 98) 「松本剛吉日記」大正15年9月28日では、本問題を契機に田と一木の関係が悪化した旨、牧野伸顕が語っている。
- 99) 前掲、清水唯一朗「政党と官僚の近代」p.179。
- 100) 「一木文相演説」(「読売新聞」大正4年1月19日朝刊2面)。
- 101) 同上。
- 102) 「原敬日記」大正4年1月17日。
- 103) 「田健治郎日記」大正5年3月10日。
- 104) 前掲、「一木回顧録」p.84。
- 105) 前掲、入江貫一「大正初期山縣有朋談話筆記」p.110。
- 106) 前掲、「一木回顧録」p.85。
- 107) 前掲、入江貫一「大正初期山縣有朋談話筆記」p.109。
- 108) 同上、p.110。
- 109) 前掲、「一木回顧録」p.85。
- 110) 同上、p.85。
- 111) 前掲、入江貫一「大正初期山縣有朋談話筆記」p.121~122。
- 112) 「原敬日記」大正5年8月9日。
- 113) 前掲、「一木回顧録」p.85。
- 114) 「原敬日記」大正5年8月10日。前掲、入江貫一「大正初期山縣有朋談話筆記」p.126。
- 115) 「原敬日記」大正5年8月16日。
- 116) 同上、大正5年8月16日。
- 117) 同時期の山縣系の分離は、前掲、季武嘉也「大正期の政治構造」第一部第二部に詳しい。
- 118) 同上、p.182。
- 119) 前掲、「一木回顧録」p.73~74。
- 120) 同上、p.74。
- 121) 「原敬日記」大正4年9月26日。
- 122) 前掲、入江貫一「大正初期山縣有朋談話筆記」p.102。
- 123) 「一木内相談話」(「東京朝日新聞」大正4年8月23日朝刊4面)。
- 124) 「文相入党否認」(「東京朝日新聞」大正4年1月27日朝刊4面)。
- 125) 前掲、内藤一成「貴族院と立憲政治」p.356。
- 126) 岡田良平宛一木喜徳郎書翰(「岡田良平関係文書」『社会科学研究』21-5・6号)。
- 127) 前掲、「一木回顧録」p.87。

- 128) 同上、p.86。
- 129) 「東人西人」(『東京朝日新聞』大正6年8月27日朝刊2面)には、山縣が一木を3度呼び出し、説得を重ねた末に一木が決断したとの記載がある。
- 130) 前掲、「一木回顧録」p.86。
- 131) 同上、p.86。
- 132) 大隈重信宛一木喜徳郎書翰(早稲田大学「大隈重信関係文書」みすず書房、平成25年)。
- 133) 前掲、「一木回顧録」p.63。
- 134) 「原敬日記」大正7年7月28日。
- 135) 当該時期の貴族院の混乱は、前掲、内藤一成「貴族院と立憲政治」第3章～第5章に詳しい。
- 136) 「無所屬團の失望」(『東京朝日新聞』大正6年8月16日朝刊4面)。
- 137) 「九州大會」(『憲政』1巻9号、大正5年12月)p.44。
- 138) 伊沢多喜男文書研究会編「伊沢多喜男関係文書」(芙蓉書房出版、平成12年)に収録されている大正6～7年の大浦の書翰は11通あるが、その内の5通で一木について言及するなど、深い関係が窺える。
- 139) 前掲、大隈重信宛一木喜徳郎書翰。
- 140) 「原敬日記」大正8年5月12日。
- 141) 文部省「臨時教育会議 第一集」(文部省、昭和54年)p.34の表によれば、一木の委員会への参加回数は委員全体で2番目に多く、その関心の高さが窺える。
- 142) 前掲、「臨時教育会議 第一集」p.26。
- 143) 奈良岡聰智「加藤高明と政党政治」(山川出版社、平成18年)、p.206。
- 144) 「田健治郎日記」大正8年10月20日。
- 145) 前掲、奈良岡聰智「加藤高明と政党政治」、p.360。
- 146) 「松本剛吉日記」大正10年3月13日。
- 147) 同上、大正10年3月27日。
- 148) 「松本剛吉日記」、大正11年1月8日。
- 149) この分類は、前掲、季武嘉也「大正期の政治構造」p.130に依る。
- 150) 前掲、「一木回顧録」p.87。
- 151) 一木は回顧録の中で「樞密院内部のことは話は出来ない」としつつ、上記4点に関しては説明を加えている。
- 152) 「一木文相の訓示」(『東京朝日新聞』大正3年5月21日朝刊2面)。
- 153) 一木喜徳郎「戦後の準備に就て」(『斯民』大正6年11月号)p.14。
- 154) 一木喜徳郎「選挙制度の将来と比例代表制」(『大観』大正8年4月号)p.18。
- 155) 前掲、「一木回顧録」p.92。
- 156) 三谷太一郎「増補 政治制度としての陪審制」(東京大学出版会、平成25年)p.160。
- 157) 同上、第2章に詳しい。

- 158) 倉富勇三郎「倉富勇三郎日記」(国書刊行会、平成22年)大正8年10月24日(以下、「倉富勇三郎日記」とする)。
- 159) 前掲、三谷太一郎「増補 政治制度としての陪審制」p.170～172。
- 160) 同上、p.181～184。
- 161) 「倉富勇三郎日記」大正10年2月15日。
- 162) 同上、大正10年3月11日・10月2日。
- 163) 同上、大正11年2月4日・2月7日・2月15日。
- 164) 前掲、三谷太一郎「増補 政治制度としての陪審制」p.251。
- 165) 前掲、一木喜徳郎「選挙制度の将来と比例代表制」p.18。
- 166) 前掲、若槻礼次郎「古風庵回顧録」p.263。
- 167) 前掲、奈良岡聰智「加藤高明と政党政治」p.306。
- 168) 前掲、若槻礼次郎「古風庵回顧録」p.263。
- 169) 前掲、「一木回顧録」p.99。
- 170) 一木喜徳郎「普通選挙と公民教育の急務」(『弘道』大正13年4月号)p.36。
- 171) 前掲、一木喜徳郎「普通選挙と公民教育の急務」p.38。
- 172) 前掲、「一木回顧録」p.90。
- 173) 根津育英会編「武蔵90年のあゆみ」(平成25年)p.3より抜粋。
- 174) 「七年制度の理想實現一木博士談」(『東京朝日新聞』大正10年5月11日朝刊5面)。
- 175) 「松本剛吉日記」大正11年6月12日。
- 176) 「平田氏邸 一木平山訪問」(『東京朝日新聞』大正11年6月9日朝刊2面)。
- 177) 「松本剛吉日記」大正11年6月12日。
- 178) 同上、大正12年2月4日。
- 179) 立命館大学編「西園寺公望傳」(岩波書店、平成2年)4巻p.46。
- 180) 「松本剛吉日記」大正13年5月31日。
- 181) 前掲、奈良岡聰智「加藤高明と政党政治」p.277。
- 182) 佐藤元英監修「秩父宮雍仁親王 上」(ゆまに書房、平成24年)p.213。
- 183) 同上、p.217・218。
- 184) 牧野伸顕「牧野伸顕日記」(中央公論社、平成2年)大正13年8月19日(以下「牧野伸顕日記」とする)。
- 185) 同上、大正14年1月10日。
- 186) 同上、大正14年1月10日。
- 187) 「松本剛吉日記」大正14年3月30日。
- 188) 「牧野伸顕日記」大正14年1月10日。
- 189) 「松本剛吉日記」大正14年1月16日。
- 190) 西園寺公望述「自伝西園寺公望」(大日本雄弁会講談社、昭和24年)p.173。
- 191) 同上、p.173。
- 192) 前掲、「一木回顧録」p.96。

- 193) 同上、p.96。
 194) 牧野伸顕宛西園寺公望書翰 (立命館大学編「西園寺公望傳」別冊1巻 p.247)。
 195) 前掲、奈良岡聰智「加藤高明と政党政治」p.359。
 196) 前掲、「一木回顧録」p.96。
 197) 『牧野伸顕日記』大正14年2月12日。
 198) 同上、大正14年8月1日。
 199) 『松本剛吉日記』大正14年8月16日。
 200) 河井彌八『昭和初期の天皇と宮中 侍従次長河井彌八日記』(岩波書店、平成5年) 大正15年9月2日。
 201) 『松本剛吉日記』昭和2年2月25日。
 202) 一木の宮内大臣辞任過程については、前掲、茶谷誠一「昭和戦前期の宮中勢力と政治」に詳しい。
 203) 木戸幸一『木戸幸一日記』(東京大学出版会、昭和41年) 昭和7年8月16日(以下『木戸幸一日記』とする)。
 204) 杉山平助他「一木喜徳郎論」(『改造』昭和10年6月号) p.251。
 205) 本庄繁『本庄繁日記』(山川出版社、昭和57年)では、昭和天皇が6回にわたり、国体明徴声明が一木の進退に影響を与えないように注意を与えている。
 206) 『木戸幸一日記』昭和11年2月26日。
 207) 前掲、季武嘉也「大正期の政治構造」p.23。

岐路に立つ韓国外交

——「東アジア・ balanサー論」を中心に——

金 道永

(細谷研究会4年)

- I はじめに
- II balanサー論の展開とその批判
- III 「東アジア・ balanサー論」の歴史的淵源
- IV 国際政治学から見た「東アジア・ balanサー論」
 - 1 balanサー・オブ・パワー
 - 2 balanサー
 - 3 米韓同盟
- V 今後の適用可能性と提言
- VI おわりに

I はじめに

東アジアは20世紀の冷戦の構造が21世紀にも強く残っている地域である。朝鮮半島は古代から大陸におけるヘゲモニーの転換期に大きな侵略を受けてきた。中世に入っては、明清の交代期、そして19世紀に入っては日本—清朝、日本—ロシアなど、域内の国際情勢環境の変化は朝鮮半島の運命に密接に関わってきた。そして、朝鮮戦争のあとは、冷戦の構図の下で域内でのある程度パワーの balan が保たれており、朝鮮半島の情勢は比較的安定だったと言えるだろう。しかし、冷戦後、すでに冷戦から脱皮し統合が進展しているヨーロッパとは別に、21世紀のポスト冷戦以降の国際社会の変化も進んでいる中でも、この地域では歴史問題や領土紛争あるいは朝鮮半島の特殊な事情を媒介としたロシア・中国とアメリカ